

広島県告示第三百五十二号

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項第四号に規定する平成三十年度の数値（以下「数値」という。）を広島県県営住宅設置、整備及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号）第十四条第三項の規定によって、次のとおり定めた。

平成三十年四月一日

広島県知事 湯崎英彦

区分	公営住宅	住宅の名称	位置	数値	備考
	県営舟入住宅	広島市中区舟入南三丁目		○・九四八四	一号館に適用
	県営吉島住宅	広島市中区吉島新町一丁目		○・八九八四	二号館に適用
○・九〇一三			○・九五三一		三号館に適用
館までに適用 以外並びに四 八号館の右欄 号館から六号	一号館 館、七号館、 一号館、一 六号館及び一 八号館	（二〇一号及 び二〇二号に 限る。）、一 号館（二〇 二号及び二〇 一號に限る。）、一 号館（二〇 二号）、一 号館（二〇 二号）、一 号館（二〇 二号）	二号館（二〇 二号、三〇一 号及び四〇二 号に限る。）、 二号館（二〇 二号、三〇一 号、三〇二号 及び四〇一号 に限る。）、一 号館（二〇 二号）、一 号館（二〇 二号）、一 号館（二〇 二号）	二号館（二〇 二号、三〇一 号、三〇二号 及び四〇一号 に限る。）、一 号館（二〇 二号）、一 号館（二〇 二号）、一 号館（二〇 二号）	一号館（二〇 二号、三〇一 号及び四〇二 号に限る。）、 二号館（二〇 二号、三〇一 号、三〇二号 及び四〇一号 に限る。）、一 号館（二〇 二号）、一 号館（二〇 二号）、一 号館（二〇 二号）

県営吉島東住宅	広島市中区吉島東一丁目	○・九一二	一号館(三〇二号、三号館(二〇一号、二〇二号)、三〇六号に限る。)、二号館(一〇三号及び三〇六号に限る。)、三号館(二〇一号、二〇二号)、四〇二号及び四〇三号に限る。)、四号館(二〇一号、二号に限る。)、五号館(二〇四号、三〇二号、三〇五号及び四〇三号に限る。)及び五号館(二〇四号、三〇五号及び四〇三号に限る。)
県営長寿園北高層住宅	広島市中区白島北町	○・八六二	一号館から五号館までの右欄以外に適用
県営新山住宅	広島市東区牛田新町三丁目	○・八九〇	一号館から五号館までの右欄以外に適用
県営牛田住宅	広島市東区牛田新町二丁目	○・八九〇	一号館から五号館までの右欄以外に適用
県営牛田高層住宅	広島市東区上温品四丁目	○・八二二四	一号館から五号館までの右欄以外に適用
県営平林住宅	広島市南区宇品東二丁目	○・八九〇	一号館から五号館までの右欄以外に適用
県営宇品住宅	広島市南区比治山本町	○・八九〇	一号館から五号館までの右欄以外に適用
県営鯉港住宅	広島市西区觀音町	○・八九〇	一号館から五号館までの右欄以外に適用
県営東觀音住宅	広島市西区觀音町	○・九二六七	一号館から五号館までの右欄以外に適用
県営比治山住宅	広島市南区宇品西二丁目	○・九二六七	一号館から五号館までの右欄以外に適用
県営福島住宅	広島市安佐南区大町西二丁目	○・九二五七	一号館から五号館までの右欄以外に適用
県営西原住宅	広島市安佐南区祇園五丁目	○・八八〇九	一号館から五号館までの右欄以外に適用
県営西山本住宅	広島市安佐南区山本四丁目	○・八四八三	一号館から五号館までの右欄以外に適用
県営下大町住宅	広島市安佐南区上安二丁目	○・八五一五	一号館から五号館までの右欄以外に適用
県営第二上安住宅	広島市安佐南区上安二丁目	○・八四三三	一号館から五号館までの右欄以外に適用

県営安佐住宅	広島市安佐南区上安五丁目	○・七九一八
県営緑丘住宅	広島市安佐南区八木三丁目	○・七五六四
県営梅林住宅	広島市安佐南区八木四丁目	○・七七九六
県営城山住宅	広島市安佐南区八木五丁目	○・七七八〇
県営別所住宅	広島市安佐北区八木六丁目	○・七五六六
県営虹山住宅	広島市安佐北区八木七丁目	○・七五六二
県営高陽住宅	広島市安佐北区落合三丁目、同落合四丁目、同真亀二丁目、同真亀四丁目、同真亀五丁目、同亀崎二丁目、同亀崎三丁目	○・七五八六
県営あさひが丘住宅	広島市安佐北区あさひが丘五丁目	○・七七八四
県営熊野住宅	安芸郡海田町	○・七四九七
県営海田月見住宅	安芸郡海田町	○・八八四七
県営東海田住宅	安芸郡海田町	○・八九五八
県営海田住宅	安芸郡海田町	○・九〇〇七
県営高陽住宅	安芸郡海田町	○・九五七六
県営あさひが丘住宅	安芸郡熊野町	○・九二三九
県営坂住宅	安芸郡坂町	○・九一六九
県営第二平成ヶ浜住宅	安芸郡坂町	○・九九三二
県営第三平成ヶ浜住宅	安芸郡坂町	○・九九三一
県営二河住宅	吳市西中央四丁目	○・九三〇六

一号館の右欄
以外及び二号
館に適用

一号館(三〇
二号及び五〇
六号に限る。
)に適用

中層耐火構造
の住宅に適用
高層耐火構造
の住宅に適用

○・九三一九	○・九八一九	○・八六五三	○・九一四二	○・八八五九	○・八五五七	○・八七〇二	○・八五三六	○・八九〇九	○・八八五四	○・八五五一	○・八六六四	○・八七八四	○・八八三五	○・九一〇一〇	○・八八九五	○・九一二二	○・八九七〇	○・廿日市市阿品台東、同阿品台	西
用 宅	尾道市上古浜町	三原市皆美五丁目	三原市円一町五丁目	三原市宗郷四丁目	三原市須波西町	三原市沼田東町	三原市中之町三丁目	三原市東町三丁目	東広島市高屋高美が丘九丁目	東広島市西条町	東広島市西条東北町	東広島市東東栄一丁目	大竹市北栄	大竹市玖波一丁目	廿日市市地御前一丁目	廿日市市地御前一丁目	廿日市市阿品台東、同阿品台	廿日市市阿品台東、同阿品台	
外並びに一号館 五号館に適 用	二号館及び四 号館の右欄以 外並びに一号 館、三号館及 び五号館に適 用	二号館(二〇 四号及び三〇 四号に限る。)及び四号館 (二〇三号、 一〇四号、二 〇二号及び三 〇一号に限る。)に適用																	
○・九三一九	○・九八一九	○・八六五三	○・九一四二	○・八八五九	○・八五五七	○・八七〇二	○・八五三六	○・八九〇九	○・八八五四	○・八五五一	○・八六六四	○・八七八四	○・八八三五	○・九一〇一〇	○・八八九五	○・九一二二	○・八九七〇	○・廿日市市阿品台東、同阿品台	廿日市市阿品台東、同阿品台
○・九三一九	○・九八一九	○・八六五三	○・九一四二	○・八八五九	○・八五五七	○・八七〇二	○・八五三六	○・八九〇九	○・八八五四	○・八五五一	○・八六六四	○・八七八四	○・八八三五	○・九一〇一〇	○・八八九五	○・九一二二	○・八九七〇	○・廿日市市阿品台東、同阿品台	廿日市市阿品台東、同阿品台

県営南泉住宅		県営泉住宅	県営港町住宅		県営城東住宅	県営室屋住宅	県営小田浦住宅	県営土生住宅	県営高須住宅	県営向東住宅	県営新高山住宅	県営三美園住宅	県営久保住宅	県営栗原住宅	県営古浜住宅		
福山市山手町五丁目		福山市山手町六丁目	福山市港町一丁目		福山市本町	尾道市因島中庄町	尾道市因島重井町	尾道市因島土生町	尾道市高須町	尾道市向東町	尾道市山三丁目、同新高	尾道市美ノ郷町	尾道市防地町	尾道市栗原町	尾道市古浜町		
○・八八六八	○・八四三八	○・八四六九	○・九六五三	○・九一五三	○・九三〇〇	○・九〇一七	○・八九八二	○・九一九二	○・九三三六	○・八七二二	○・八四三一	○・八七九九	○・八八六一	○・八七〇六	○・八九八四	○・九一四三	○・九六四三
一号館 二号館 三号館 四号館 五号館 六号館 七号館 八号館 九号館 一二号館 一二三号館 一二五号館 一二六号館	用	一号館から五 号館まで及び 二七号館に適 用	高層耐火構造 の住宅に適用	中層耐火構造 の住宅に適用	高層耐火構造 の住宅に適用										一号館から三 号館までの右 欄以外に適用 する。)に適用	一号館(二〇 二号及び一〇 四号に限る。 二号館(二〇三 号、三〇一号、 三〇二号及び 三〇三号に限 る。)に適用	

県営福島西住宅	県営福島北住宅	県営小河内住宅	県営長寿園南高層住宅	県営本町大歳住宅	県営本町上野住宅	県営本町住宅	県営八次住宅	県営西三次住宅	県営王之段住宅	県営三次住宅	県営栗屋住宅	県営高木住宅	県営府中住宅	県営南松永住宅	県営神村住宅	県営駅家住宅	県営藏王住宅	県営城興ヶ丘住宅	県営向ヶ丘住宅	福山市北吉津町三丁目
○・八八六五	○・九〇〇〇	○・九〇六四	○・九六二四	○・八九〇六	○・八八九六	○・八五六一	○・八五三九	○・八三六七	○・八三九〇	○・八四五六	○・七八一五〇	○・九〇九九	○・八五六六	○・八九九六	○・八二四七	○・八三二一	○・八八三三	○・八四六八	○・八八一〇	○・八七八四
																			○・八三五六	○・九〇七三
○・八三六八																				

七八号館から
八一号館まで
に適用

一号館、二号
館、五号館
及び六号館
に適用